号外第五十四号

日

曜

平成三十年

十二月二十五日

火

則

規

目

次

○山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則………………………六 ○技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………………………… 人事委員会

○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………………………一五 ○山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則………………………一三

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則………………………………一七

則

規

山梨県規則第三十号

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成三十年十二月二十五日

山梨県知事 後 藤

斎

技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

のように改正する。 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)の一部を次

附則に次の一項を加える。

9 当分の間、第三条に規定する給料表の適用については、当該表に定める給料月額 別表第一を次のように改める。 の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加算した額とする。 は、給料月額に、当該給料月額に百分の○・七五を乗じて得た額(その額に一円未満

号 外 第五十四号 平成三十年十二月二十五日

Щ

梨

県

公

報

山梨県公報号外

職員	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	F
	1	130, 400	203, 600	250, 100	279, 20
	2	131, 300	204, 800	251, 300	281, 10
	3	132, 300	206, 200	252, 400	282, 90
	4	133, 200	207, 500	253, 600	284, 70
	5	134, 200	208, 800	254, 500	286, 50
	6		l		
		135, 200	210, 200	255, 800	288, 30
	7	136, 200	211, 600	256, 900	290, 00
	8	137, 200	213, 000	258, 100	291, 80
	9	138, 000	214, 300	259, 200	293, 30
	10	139, 000	215, 900	260, 100	295, 10
	11	140,000	217, 500	261,300	296, 80
	12	141, 100	218, 900	262, 500	298, 60
		,			
	13	141, 900	220, 100	263, 500	300, 00
	14	142, 900	221, 600	264, 600	301, 70
	15	143, 900	223, 100	265, 600	303, 30
	16	144, 900	224, 400	266, 600	304, 8
	17	146, 000	225, 300	267, 600	306, 30
	18	147, 200	226, 000	268,800	307, 90
	19	148, 400	226, 900	269, 900	309, 50
	20	149, 600	227, 900	270, 800	311, 20
	21	150, 700	228, 800	271,800	312, 20
	22	151, 900	230, 300	272, 900	313, 60
	23	153, 100	231, 600	274, 000	315, 0
	24	154, 300	232, 700	275, 000	316, 5
	25	155 500	024 100	975 999	217 6
	26	155, 500	234, 100	275, 800	317, 60
		157, 000	235, 400	276, 900	319, 1
	27 28	158, 500 160, 000	236, 700 238, 000	278, 000 279, 100	320, 50 321, 90
	0.0				
	29	161, 400	238, 900	280,000	323, 5
	30	162, 900	240, 100	281, 100	324, 7
	31	164, 400	241, 400	282, 100	326, 0
	32	165, 900	242, 600	283, 100	327, 20
	33	167, 400	243, 700	283, 800	328, 3
	34	169, 200	245, 000	284, 700	329, 2
	35	171, 000	246, 100	285, 600	330, 30
	36	172, 800	247, 300	286, 700	331, 4
	37	174, 600	248, 600	287, 300	332, 50
	38	176, 300	249, 700	288, 200	333, 60
	39	178, 000			334, 60
	40	178, 000	251, 000 252, 300	289, 100 290, 000	334, 60
	4.1	101 000	050 000	202 222	222
	41	181, 900	253, 300	290, 600	336, 60
	42	183, 400	254, 600	291,600	337, 60
	43	184, 900	255, 700	292,600	338, 60
	44	186, 300	257, 000	293, 500	339, 60

□ 日本	_						
## 1881 100 288,900 285,100 349,800 285,100 349,800 365,100 48 191,800 261,100 296,000 351,100 26,000 351,100 26,000 351,100 26,000 351,100 26,000 351,100 26,000 351,100 26,000 351,100 26,000 351,100 26,000 351,100 26,000 351,200 26,000 351,200 282,200 355,000 26,000 351,200 352 196,600 265,600 299,700 357,200 357		1 [
日本			45	187, 600	257, 800	294, 200	348, 200
## 190,500 280,100 296,900 351,100 296,900 352,800 ## 48 191,800 281,100 296,900 352,800 ## 49 193,200 262,300 275,600 357,200 355,000 102 194,200 263,500 248,200 356,200 102 196,500 264,700 288,900 356,200 102 196,500 264,700 288,900 377,200	梨		46				349,600
日本			47				351, 100
日本			I				•
日子							
변경 등 195.00			I	193, 200	262, 300	297, 600	
19			50	194, 200	263, 500	298, 200	355, 000
## 日本	外			195, 500	264, 700	298, 900	356, 200
1			52	196, 600	265, 600	299, 700	357, 200
1	第						
1	五		I				·
1	十		I				·
1	号						
64 299,300 277,900 308,100 366,600 366,600 65 210,200 278,700 309,100 367,600 66 211,100 279,500 309,100 367,600 68 212,700 281,100 310,300 369,000 70 214,800 282,500 311,300 369,900 71 215,800 283,300 311,800 370,600 71 215,800 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 74 218,500 285,500 313,100 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,800 76 220,800 287,100 314,000 373,400 77 221,400 287,700 314,200 373,800 78 222,600 288,200 314,500 374,300 79 223,800 288,700 314,800 374,900 80 224,900 289,100 315,100 375,400 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 91 233,300 291,300 316,500 377,700 378,000 379,9	Ĭ		56	201, 100	270, 000	302, 500	361, 200
64 299,300 277,900 308,100 366,600 366,600 65 210,200 278,700 309,100 367,600 66 211,100 279,500 309,100 367,600 68 212,700 281,100 310,300 369,000 70 214,800 282,500 311,300 369,900 71 215,800 283,300 311,800 370,600 71 215,800 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 74 218,500 285,500 313,100 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,800 76 220,800 287,100 314,000 373,400 77 221,400 287,700 314,200 373,800 78 222,600 288,200 314,500 374,300 79 223,800 288,700 314,800 374,900 80 224,900 289,100 315,100 375,400 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 91 233,300 291,300 316,500 377,700 378,000 379,9	平				-70.000	200 000	969 100
64 299,300 277,900 308,100 366,600 366,600 65 210,200 278,700 309,100 367,600 66 211,100 279,500 309,100 367,600 68 212,700 281,100 310,300 369,000 70 214,800 282,500 311,300 369,900 71 215,800 283,300 311,800 370,600 71 215,800 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 74 218,500 285,500 313,100 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,800 76 220,800 287,100 314,000 373,400 77 221,400 287,700 314,200 373,800 78 222,600 288,200 314,500 374,300 79 223,800 288,700 314,800 374,900 80 224,900 289,100 315,100 375,400 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 91 233,300 291,300 316,500 377,700 378,000 379,9	成				· ·		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
64 299,300 277,900 308,100 366,600 366,600 65 210,200 278,700 309,100 367,600 66 211,100 279,500 309,100 367,600 68 212,700 281,100 310,300 369,000 70 214,800 282,500 311,300 369,900 71 215,800 283,300 311,800 370,600 71 215,800 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 74 218,500 285,500 313,100 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,800 76 220,800 287,100 314,000 373,400 77 221,400 287,700 314,200 373,800 78 222,600 288,200 314,500 374,300 79 223,800 288,700 314,800 374,900 80 224,900 289,100 315,100 375,400 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 91 233,300 291,300 316,500 377,700 378,000 379,9			I				
64 209,300 277,900 308,100 366,600 65 210,200 278,700 309,100 367,600 66 211,100 279,500 309,100 367,600 67 211,800 280,300 309,700 368,300 68 212,700 281,100 310,300 369,000 69 213,600 281,700 310,300 369,000 70 214,800 282,500 311,300 369,900 71 215,800 283,300 311,800 370,600 72 216,700 284,000 312,300 371,200 73 217,300 284,800 312,600 371,500 74 218,500 285,500 313,100 372,100 75 219,600 285,300 313,600 372,800 76 220,800 287,100 314,000 373,800 77 221,400 287,700 314,200 373,800 78 222,600 288,200 314,500 374,300 79 223,800 288,700 314,800 374,900 80 224,900 289,100 315,100 375,400	车		I			· I	
64 299,300 277,900 308,100 366,600 366,600 65 210,200 278,700 309,100 367,600 66 211,100 279,500 309,100 367,600 68 212,700 281,100 310,300 369,000 70 214,800 282,500 311,300 369,900 71 215,800 283,300 311,800 370,600 71 215,800 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 74 218,500 285,500 313,100 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,800 76 220,800 287,100 314,000 373,400 77 221,400 287,700 314,200 373,800 78 222,600 288,200 314,500 374,300 79 223,800 288,700 314,800 374,900 80 224,900 289,100 315,100 375,400 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 91 233,300 291,300 316,500 377,700 378,000 379,9	士		60	205, 200	273, 900	305, 400	364, 200
64 299,300 277,900 308,100 366,600 366,600 65 210,200 278,700 309,100 367,600 66 211,100 279,500 309,100 367,600 68 212,700 281,100 310,300 369,000 70 214,800 282,500 311,300 369,900 71 215,800 283,300 311,800 370,600 71 215,800 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 72 216,700 284,000 312,300 371,200 74 218,500 285,500 313,100 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,800 76 220,800 287,100 314,000 373,400 77 221,400 287,700 314,200 373,800 78 222,600 288,200 314,500 374,300 79 223,800 288,700 314,800 374,900 80 224,900 289,100 315,100 375,400 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 91 233,300 291,300 316,500 377,700 378,000 379,9	月		6.1	226 100	274 000	206, 000	264 600
64 209,300 277,900 308,100 366,600 65 210,200 278,700 308,600 366,900 66 211,100 279,500 309,100 367,600 67 211,800 280,300 309,700 368,300 68 212,700 281,100 310,300 369,000 69 213,600 281,700 310,900 369,900 70 214,800 282,500 311,300 369,900 71 215,800 283,300 311,800 370,600 72 216,700 284,000 312,300 371,200 73 217,300 284,800 312,600 371,500 74 218,500 285,500 313,100 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,100 76 220,800 287,100 314,000 373,800 77 221,400 287,700 314,200 373,800 78 222,600 288,200 314,500 374,300 79 223,800 288,700 314,800 374,900 80 224,900 289,900 315,100 375,400 77 21,400 287,700 314,800 374,900 81 225,800 289,500 315,400 375,400 78 322,600 289,900 315,700 376,500 79 223,800 289,900 315,700 376,500 81 225,800 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 70 370,900 370,900 370,900 70 370,900 370,900 370,900 70 370,900 370,900 370,900 70 370,900 370,900 70 214,800 234,900 237,900 377,900 70 214,800 234,900 237,900 377,900 70 214,800 236,900 317,900 379,900 70 214,800 236,900 317,900 379,900 71 215,800 236,400 239,900 317,900 379,900 71 216,800 236,400 239,900 317,900 379,900 71 216,700 244,900 318,200 380,300 71 215,800 236,400 239,900 317,900 379,900 72 214,800 236,400 239,900 317,900 379,900 73 214,800 236,400 236,900 317,900 379,900 74 218,800 236,400 236,900 317,900 379,900 75 214,800 236,400 236,900 317,900 317,900 379,900 70 214,800 236,400 236,900 317,900 317,900 317,900 70 214,800 318,200 318,200 318,200 318,200 318,200 318,200 318,200 318,200 318,200 318,20	=			· ·	· ·		•
64 209,300 277,900 308,100 366,600 65 210,200 278,700 308,600 366,900 66 211,100 279,500 309,100 367,600 67 211,800 280,300 309,700 368,300 68 212,700 281,100 310,300 369,000 69 213,600 281,700 310,900 369,900 70 214,800 282,500 311,300 369,900 71 215,800 283,300 311,800 370,600 72 216,700 284,000 312,300 371,200 73 217,300 284,800 312,600 371,500 74 218,500 285,500 313,100 372,100 75 219,600 286,300 313,600 372,100 76 220,800 287,100 314,000 373,800 77 221,400 287,700 314,200 373,800 78 222,600 288,200 314,500 374,300 79 223,800 288,700 314,800 374,900 80 224,900 289,900 315,100 375,400 77 21,400 287,700 314,800 374,900 81 225,800 289,500 315,400 375,400 78 322,600 289,900 315,700 376,500 79 223,800 289,900 315,700 376,500 81 225,800 289,900 315,700 376,500 82 227,000 289,900 315,700 376,500 70 370,900 370,900 370,900 70 370,900 370,900 370,900 70 370,900 370,900 370,900 70 370,900 370,900 70 214,800 234,900 237,900 377,900 70 214,800 234,900 237,900 377,900 70 214,800 236,900 317,900 379,900 70 214,800 236,900 317,900 379,900 71 215,800 236,400 239,900 317,900 379,900 71 216,800 236,400 239,900 317,900 379,900 71 216,700 244,900 318,200 380,300 71 215,800 236,400 239,900 317,900 379,900 72 214,800 236,400 239,900 317,900 379,900 73 214,800 236,400 236,900 317,900 379,900 74 218,800 236,400 236,900 317,900 379,900 75 214,800 236,400 236,900 317,900 317,900 379,900 70 214,800 236,400 236,900 317,900 317,900 317,900 70 214,800 318,200 318,200 318,200 318,200 318,200 318,200 318,200 318,200 318,200 318,20	十一						
日本日本	甘		I				
666			64	209, 300	277, 900	308, 100	აზ ი, გიი
666			65	210 200	278 700	308 600	366, 900
日本日本							
日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日本 日本日							
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日							
70				212, 100	201, 100	310, 300	000,000
70			69	213, 600	281, 700	310, 900	369, 300
1			I	· ·			•
T2			I				I
73						· I	
日本日本				/	/	. ,	
日本日本			73	217, 300	284, 800	312,600	371, 500
							372, 100
			75				372, 800
77			76				373, 400
1							
79				221, 400	287, 700	314, 200	
80 224,900 289,100 315,100 375,400 81 225,800 289,500 315,400 375,900 82 227,000 289,900 315,700 376,500 83 228,000 290,400 316,000 377,000 月職 54 229,100 290,900 316,300 377,300 5				222, 600	288, 200	314, 500	
Ri				223, 800	288, 700	314, 800	374, 900
再任 82 227,000 289,900 315,700 376,500 再任 83 228,000 290,400 316,000 377,000 月職 84 229,100 290,900 316,300 377,700 場付 86 231,200 291,300 316,500 377,700 期付 86 231,200 291,900 316,900 378,200 職員 87 232,300 292,500 317,200 378,600 以外 88 233,300 293,100 317,400 379,000 の職員 89 234,300 293,400 317,600 379,400 90 235,400 293,900 317,900 379,900 91 236,500 294,400 318,200 380,300			80	224, 900	289, 100	315, 100	375, 400
再任 82 227,000 289,900 315,700 376,500 再任 83 228,000 290,400 316,000 377,000 月職 84 229,100 290,900 316,300 377,700 場付 86 231,200 291,300 316,500 377,700 期付 86 231,200 291,900 316,900 378,200 職員 87 232,300 292,500 317,200 378,600 以外 88 233,300 293,100 317,400 379,000 の職員 89 234,300 293,400 317,600 379,400 90 235,400 293,900 317,900 379,900 91 236,500 294,400 318,200 380,300							-75 000
再任 用職 員及 び任 期付 職員 以外 88 231,200 取外 の職 員 89 234,300 90 91 228,000 229,100 290,900 316,000 377,700 377,700 378,200 316,900 316,900 317,200 317,200 317,400 317,400 317,400 317,400 317,400 317,400 317,400 317,400 317,900 318,200							
日本日 日本							
用職		再任	I				
三 員及 び任 期付 86 230,200 231,200 231,200 231,200 291,900 291,900 292,500 293,100 317,200 317,200 317,200 317,400 379,000 317,400 379,000 317,600 379,400 379,900 317,900 379,900 317,900 379,900 317,900 379,900 317,900 379,900 317,900 379,900 318,200			84	229, 100	290, 900	316, 300	377, 300
関付 86 231,200 291,900 316,900 378,200 378,600 378,600 378,600 378,600 378,600 378,600 379,000 317,400 379,000 317,400 379,000 317,400 317,600 379,400 317,900 317,900 317,900 317,900 317,900 317,900 318,200 318,200 380,300 38		員及	95	220, 200	221 000	210 500	277 700
職員 87 232,300 292,500 317,200 378,600 293,100 317,400 379,000 の職 員 89 234,300 293,400 317,600 379,400 90 235,400 293,900 317,900 379,900 91 236,500 294,400 318,200 380,300							
三 以外 88 233,300 293,100 317,400 379,000 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0							
三 の職員 89 234,300 293,400 317,600 379,400 90 235,400 293,900 317,900 379,900 91 236,500 294,400 318,200 380,300							
三 月 89 234,300 293,400 317,600 379,400 90 235,400 293,900 317,900 379,900 91 236,500 294,400 318,200 380,300			88	233, 300	293, 100	317, 400	379, 000
90 235, 400 293, 900 317, 900 379, 900 91 236, 500 294, 400 318, 200 380, 300			90	204 200	202 402	017 000	270 400
91 236, 500 294, 400 318, 200 380, 300	=	早					
	_						• • • • • • • • • • • • • • • • • • •
92 237,600 294,800 318,500 500,100							
		1 1	92	237, 600	294, 800	318, 500	300, 100

兀

山

梨

県

公

報

号

外

第五十四号

平成三十年十二月二十五日

員

Щ 梨

70 70	67 70 67 70	66	58 -	59	21 22	別表第六中
	67 70	66	58	60	22	六 中
に 改める。 「っ	67 70	66	59	61	23	
め る。	68 70	66	59	61	23	22
	68 70	67	59	61	24	23
	68 70	67	60	61	24	24
	68 71	67	60	62	25	25
	68 71	67	60	62	26	26
	68 71	- 68	61	62	27	27
	69	68	61	62	28	28
	69 を	68	61	63	29	29
	69 65	68	62	63	30	30
	69 66	69	62	63	31	30
	69 66	69	62	63		31
	69 66	69	63	64	に、	31
	70 66	69	63	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		32
$\overline{}$	70 66	69 69	63	~	58 <u></u>	-
-	70 67	69	ĸ	57	59	を「
4 この規則に基づく給料の切替え及びこれに伴う措置については、山梨県職員給与条の、	3 (給与の内 よる給与の内 よる給与の (給与の内	2 1 2	161 167 173 に改める。	144 148 152 156 163 170 \$\frac{1}{5}\$ 119 122 125 128 131 134 137 140 145 150 155	74 76 77 78 79 80 81 82 83 118 120 122 124 128 132 136 140	別表第六の二中 69 70 71 72 73 74 75 76 78 80 82 上を 70 72

給与の内払) 改正後の規則の規定を適用する場合においては、この規則による改正前の技能労務

梨県規則第三十一号

山梨県知事 後 藤

斎

山梨県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

正する。 山梨県屋外広告物条例施行規則(平成四年山梨県規則第十号)の一部を次のように改

第四条第二号イ中「及び第二種低層住居専用地域」を「、第二種低層住居専用地域及

第十五条の次に次の二条を加える。

び田園住居地域」に改める。

(許可の有効期間の更新の申請)

は、広告物等表示(設置) 有効期間更新申請書(第五号様式の二)とする。第十五条の二 条例第十二条の二第二項において準用する条例第七条第三項の申請書

有効期間の末日とする。 事項は、有効期間の更新に係る広告物等の設置年月日並びに許可の許可番号及び当該 全 条例第十二条の二第二項において準用する条例第七条第三項第五号の規則で定める

(点榜)

ついて行うものとする。
2 点検は、次の各号に掲げる広告物等の箇所の区分に応じ、当該各号に定める項目に

| 基礎部分及び上部構造 次に掲げる項目

上部構造全体の傾斜等

ロ 基礎のひび割れ、支柱と根巻きとの隙間及び支柱の傾斜等

鉄骨等の腐食及び塗装の老朽化

支持部 次に掲げる項目

- 接合部の腐食、変形及び隙間

ロ 接合部(ボルト、ナット等に限る。)の緩み及び欠落

一 取付部 次に掲げる項目

イ アンカーボルト及び取付部プレートの腐食及び変形

ロ 溶接部及び充填材の劣化等

ハ 柱、壁、スラブその他の取付部周辺の異常

四 広告板 次に掲げる項目

イ 表示面板等の汚染、変色及び剝離

表示面板等の腐食、破損及び変形並びにボルト、ナット等の欠落

側板等の腐食、破損、ねじれ及び変形並びに欠損

二 広告板底部の腐食及び水抜き孔の詰まり

五 照明装置 次に掲げる項目

照明装置の不点灯及び不発光並びに接続不良

照明装置の取付部の腐食、破損及び変形並びに浸水

ハ 周辺機器の劣化及び破損

附属部材等 附属部材等の腐食及び破損

し その他知事が必要と認める箇所 知事が必要と認める項目

必要な補修等を行わなければならない。 広告物等を設置し、又は管理する者は、点検時に異常を確認した場合は、速やかに

3

点検を行った者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成しなければならない。

一 点検を行った者の氏名等

合にあっては、点検を行った者の資格 一 条例第十三条の二第二項の規定により第八項各号に掲げる者に点検を行わせる場

三 点検を行った日

四 広告物等の種類、設置場所及び設置日

五 点検箇所、点検項目及び異常の有無

六 異常が確認された場合にあっては、異常の内容及び行った補修等の概要

七 その他知事が必要と認める事項

たに点検を行い、又は当該広告物等を除去するまでの間、保存しなければならない。該点検で異常が確認された場合にあっては、必要な補修等を行った後)の写真を、新5 広告物等を設置し、又は管理する者は、前項の書類及び当該広告物等の点検後(当

に掲げる広告物等とする。 6 条例第十三条の二第一項ただし書の規則で定める広告物等は、第二十条第一項各号

トルを超える広告物等とする。
- 1 条例第十三条の二第二項の規則で定める広告物等は、上端の高さが地上から四メーク。

条例第十三条の二第二項の規則で定める資格を有する者は、次に掲げる者とする。

8

を有する者(第二十条第三項及び第二十八条第一項第一号において「建築士」とい一 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士の資格

二 条例第三十五条第一項第一号から第四号までに掲げる者

Ш

梨

) 「外門等」によりに等に負う見話している最后は、「元子の等できに食み元子」(等に法論) 三 知事が、前二号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として別に定める者

ばならない。 は、その資格を証明する書類の写しを前項の広告物等安全点検報告書に添付しなけれる。 条例第十三条の二第二項の規定により第八項各号に掲げる者に点検を行わせる場合

「建築士」に改める。 る建築士の資格を有する者(第二十八条第一項第一号において「建築士」という。)」を第二十条第三項中「建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定す

置)許可申請等手数料減免申請書」に改める。の二第一項の広告物等表示(設置)有効期間更新申請書)と併せて広告物等表示(設の二第一項の広告物等表示(設置)有効期間の更新を受ける場合にあっては、第十五条第三十四条中「と併せて広告物等表示(設置)許可申請手数料減免申請書」を「(条

「、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。 別表第二の三の項及び別表第三の一の表三の項中「及び第二種低層住居専用地域」を

第二号様式注の表を次のように改める。

录	記号
中北建設事務所	1 1
峡東建設事務所	2 0
峡南建設事務所	3 0
富士・東部建設事務所	4 0

第5号様式の	2	(第15条の2関係)
71 0 7 136 20 07	_	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\

年 月 日

山梨県知事 殿

住所 氏名

囙

(法人にあっては、事務所の所在地、 名称及び代表者の氏名)

広告物等表示 (設置) 有効期間更新申請書

次のとおり広告物等の表示(設置)の有効期間の更新を受けたいので、山梨県屋外広告 物条例第12条の2第1項の規定により申請します。

広告物等の種類										
表示又は設置の										
場所	地域の区	分	第 種	許可	(禁」	上)地	2域			
表示又は設置の	表示の内	容								
方法	高さ	広告	物等の高	さ					m	
		地上	からの高	さ					m	
	表示面積	Ė		,					m²	
	外壁の面	積の	合計に対	する	割合					
	鉛直投影面積の割合									
	数量					照明	装置	有	無	
	色彩	色相			明度			彩度		
	表示又は	設置	の期間							
設計者	住所									
	氏名又は	上名称								
施工者	住所									
	氏名又は	上名称								
	屋外広告	業の								
	登録年月	-		年	月		日	第	号	
設置年月日		年	月	日	許可	番号	許可	第	号	
有効期間		年	月	日ま	で					

注

- 1 次の書類を添付すること。
- (1) 表示又は設置の目的を記した書面(特例許可の有効期間の更新許可申請時に限る。)
- (2) 付近見取図
- (3) 広告物等の形状、面積、意匠その他表示又は設置の方法及び構造を明らかにした図面並びに仕様書
- (4) 建築物を利用する広告物等に係る申請にあっては、建築物の外壁の面積を明らかにした図面
- (5) 他人が所有する土地、建築物等を利用する場合にあっては、土地、建築物等の使用承諾書
- 2 外壁の面積の合計に対する割合の欄は、建築物を利用する広告物の表示面積の合計の当該建築物の外壁の面積の合計に対する割合を記入すること。
- 3 鉛直投影面積の割合の欄は、申請に係る広告物の表示の方向から見た場合における建築物を利用する広告物の鉛直投影面積の合計の同一方向から見た場合における当該建築物の鉛直投影面積に対する割合を記入すること。
- 4 色彩の欄は、建植する広告物等(自己の氏名、名称、住所若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するためのもので、自己の管理する住宅又は事業場の敷地内に表示し、又は設置するものを除く。)の最大面積色について記入すること。
- 5 有効期間の欄は、現に受けている許可の有効期間の末日を記入すること。

	≶ 15 条の 3 関係	₹)					年	Ē	月
山梨県知事	戶	<u>机</u> 文							
			報台	告者		、にあって び代表者			の所在
		广生	物垒字	仝 占‡	金報告書				
山梨県屋外原	広 告 物条例第	第13条の	2第3	項の規	見定に基	「づき、」	屋外広告	お物の かんしゅう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	点検結
てのとおり報行	告します。								
屋外広告4 (1) 種類 (2) 設置場所 (3) 設置年月 (4) 点検年月	f J 日	年 年	月月	日日					
, ,									
2 点検結果									
	点検項目					異常の有無	異常の 内容		o た 補 値 概要
点検箇所 基礎部分 及び上部		告全体の傾	斜等			有無 □有 □無			
点検箇所 基礎部分 及び上部	1 上部構造	ひび割れ、シ			との隙	有無 □有 □無			
点検箇所 基礎部分 及び上部 構造	1 上部構造 2 基礎ので 間、支柱の	ひび割れ、シ	支柱と杭	長巻き		有無□有□無□有			
点検箇所 基礎部分 及び上部 構造 支持部	1 上部構立 2 基礎ので 間、支柱の 3 鉄骨等の 1 接合部 変形及び	かび割れ、3 の傾斜等 の腐食及び (溶接部・	支柱とt 塗装の: プレー	根巻き 老朽(ト) 6	との腐食、	有無有無有無有無有無有無有無			
点検箇所 基礎部分 及び上部 構造 支持部	1 上部構立 2 基礎ので 間、支柱の 3 鉄骨等の 1 接合部 変形及び	かび割れ、3 の傾斜等 の腐食及び (溶接部・	支柱とt 塗装の: プレー	根巻き 老朽(ト) 6	との腐食、	有無 □ □ □ □ □ □ □ □ □			

□無

□無

□無

□有□無

__

広告板

の腐食及び変形

の劣化等

異常

2 溶接部の劣化、充填剤(コーキング)□有

3 柱、壁、スラブその他の取付部周辺の□有

1 表示面板等の汚染、変色及び剝離

山
梨
県
公
報
号
外
第五十四号
平成三十年十二月二十五日

	2 表示面板等の腐食、破損及び変形	並び口有	
	にボルト、ナット等の欠落	□無	
	3 側板等の腐食、破損、ねじれ及び	変形 口有	
	並びに欠損	□無	
	4 広告板底部の腐食及び水抜き孔	の詰口有	
	まり	□無	
照明装置	1 照明装置の不点灯及び不発光並	びに口有	
	接続不良	□無	
	2 照明装置の取付部の腐食、破損及	び変□有	
	形並びに浸水	□無	
	3 周辺機器の劣化及び破損	□有	
		□無	
	1 附属部材(装飾、振れ止め棒、鳥		
等	その他附属品)の腐食及び破損	□無	
	2 避雷針等の腐食及び破損	□有	
		□無	
	3 その他点検した事項	□有	
		□無	
点検後又	は必要な補修等を行った後の写真		
 注 写真は	広告物等の全体が収まるものとするこ	と。	
上記の点検	結果は、事実に相違ありません。		
	点検者	住所	
	总恢 有		Ľn
		氏名	印
		電話	
		資格	
		(資格の欄)	は、上端の高さが地上
		ら4メート	ルを超える広告物等を

置している場合に記入すること。)

第六号様式、第九号様式及び第十号様式中

徭 亨 を 悍

徭 亨 に改める。

픠

表示(設置)許可申請等手数料減免申請書」以、「の許可申請手数料」や「の許可申請 は、広告物等表示(設置)有効期間更新申請書)」を归える。 ○次は「(条例第十二条の二第一項の規定による有効期間の更新を受ける場合にあって (更新申請) 手数料」に改め、同様式注一中「広告物等表示 (設置) 特例許可申請書」 第二十一号様式中「広告物等表示(設置)許可申請手数料減免申請書」を「広告物等

則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第四条第二号イの改正 規定並びに別表第二の三の項及び別表第三の一の表三の項の改正規定は、公布の日か ら施行する。

- 2 この規則による改正前の様式の様式による用紙は、 用することができる。 当分の間、 所要の調整をして使
- 3 別に定める期間内」と、同条第九項中「により」とあるのは「により知事が別に定め 用については、同条第一項ただし書中「当該許可の有効期間内」とあるのは「知事が 項において「新規則」という。)第十五条の三第一項ただし書及び第九項の規定の適 項において「改正条例」という。)の施行の際現に適法に表示され、又は設置されて る期間内」とする。 いる広告物等についてのこの規則による改正後の山梨県屋外広告物条例施行規則(次 山梨県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成三十年山梨県条例四十八号。次

を

17

18 18

4 なされた許可の申請についての新規則第十五条の三第九項の規定の適用については、 (平成三年山梨県条例第三十五号)第十二条の二第一項の有効期間の更新の申請とみ 改正条例附則第二項の規定により改正条例による改正後の山梨県屋外広告物条例 「により」とあるのは、 「により知事が別に定める期間内に」とする。

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。 平成三十年十二月二十五日

山梨県人事委員会

信 田

恵

三

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員の給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)

の一部を次のように改正する。 第三十一条第一項中「みち」を「途」に改める。

改め、同条第四項中「二万千円」を「二万二千円」に、 円」に改める。 「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同項第三号中「二万円」を「二万千円」に 第三十六条第二項第一号中「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同項第二号中 「一万五百円」を「一万千

46

別表第八の三ハの表1級の欄中

に改める。

79 82

85

85

31 に改める。

別表第八の三二の表1級の欄中

30

を

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十七号

山

梨

県

公

報 号

外

第五十四号 平成三十年十二月二十五日

山

梨

県

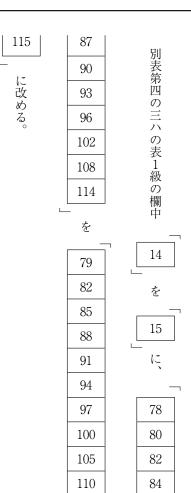
公

報

号外

第五十四号

平成三十年十二月二十五日



(山梨県警察職員の給与に関する規則の一部改正)

第三条 号)の一部を次のように改正する。 山梨県警察職員の給与に関する規則 (昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九

第二十六条第一項中「みち」を「途」に改める。

に、「一万五百円」を「一万千円」に改める。 「七千二百円」を「七千四百円」に改め、同条第四項中「二万千円」を「二万二千円」 第二十八条第二項第一号中「四千二百円」を「四千四百円」に改め、同項第二号中

24 25 に 36 37 を 37 38 に改める。

附 則

(施行期日等

1 第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する規則の規定は、平成三十 年四月一日から適用する。 に関する規則、 この規則は、 第二条の規定による改正後の山梨県学校職員の給与に関する規則及び 公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の山梨県職員の給与

山

梨

県

公 報

号

外

第五十四号

平成三十年十二月二十五日

2 平成三十年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料 表の適用を受けることとなった職員及び昇給、 降号又は復職時等における号給の調整

> 規則 にかかわらず、旧規則の規定による号給とするものとする。 達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、 与に関する規則 県学校職員の給与に関する規則又は第三条の規定による改正前の山梨県警察職員の給 正後の山梨県職員の給与に関する規則、 以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、 定による改正前の山梨県職員の給与に関する規則、第二条の規定による改正前の山梨 の給与に関する規則又は第三条の規定による改正後の山梨県警察職員の給与に関する (以下この項において「新規則」と総称する。) の規定による号給が第一条の規 (以下この項において「旧規則」と総称する。) の規定による号給に 第二条の規定による改正後の山梨県学校職員 第一条の規定による改 新規則の規定

3 この規則の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間において、新たに給料 認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用 の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に人事委員会の承 における号給については、なお従前の例によることができる。 を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日 表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給

山梨県人事委員会規則第十八号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年十二月二十五日

山梨県人事委員会

員 長 信 \mathbb{H} 恵

三

次のように改正する。 初任給調整手当に関する規則 (昭和四十二年山梨県人事委員会規則第五号)の一部を

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第五条関係)

	職員の区分	1項5	 職員	0.1五啦 吕
期間の区分		1種	2種	2項職員
		円	円	円
1年未満		368, 800	308, 600	50, 800
1年以上	2年未満	368, 800	308, 600	50, 800
2年以上	3年未満	368, 800	308, 600	50, 800
3年以上	4年未満	368, 800	308, 600	50, 800
4年以上	5年未満	368, 800	308, 600	50, 800
5年以上	6年未満	368, 800	308, 600	50, 800
6年以上	7年未満	368, 800	308, 600	49, 000
7年以上	8年未満	368, 800	308, 600	47, 200
8年以上	9年未満	368, 800	308, 600	45, 400
9年以上	10年未満	368, 800	308, 600	43, 600
10年以上	11年未満	368, 800	308, 600	41, 800
11年以上	12年未満	368, 800	308, 600	40, 000
12年以上	13年未満	368, 800	308, 600	38, 200
13年以上	14年未満	368, 800	308, 600	36, 400
14年以上	15年未満	368, 800	308, 600	35, 000
15年以上	16年未満	368, 800	308, 600	33, 600
16年以上	17年未満	364, 800	305, 300	32, 200
17年以上	18年未満	360, 800	302, 000	30, 800
18年以上	19年未満	356, 800	298, 700	29, 400
19年以上	20年未満	352, 800	295, 400	28, 000
20年以上	21年未満	348, 800	292, 100	26, 600
21年以上	22年未満	331, 900	278, 300	26, 000
22年以上	23年未満	314, 700	264, 300	25, 400
23年以上	24年未満	298, 000	250, 800	24, 400
24年以上	25年未満	281, 100	236, 900	23, 800
25年以上	26年未満	264, 200	223, 200	23, 200
26年以上	27年未満	243, 400	205, 600	22, 600
27年以上	28年未満	223, 000	188, 500	22, 000
28年以上	29年未満	202, 600	171, 200	21, 200
29年以上	30年未満	181, 800	153, 600	20, 900
30年以上	31年未満	159, 900	135, 600	20, 500
31年以上	32年未満	138, 000	117, 300	19, 900
32年以上	33年未満	116, 300	99, 400	19, 000
33年以上	34年未満	84, 400	73, 400	18, 100
34年以上	35年未満	54, 600	49, 100	17, 400

Ш

梨

県

公報号外

附 則

平成三十年四月一日から適用する。 この規則は、公布の日から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、

山梨県人事委員会規則第十九号

平成三十年十二月二十五日期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

の一部を次のように改正する。 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和三十八年山梨県人事委員会規則第二十二号)

の百十二」に改める。
の百十二」に改める。
第二号及び第四号中「百分の八十七」を「百分の五十二」に、「百分の百七」を「百分の百二十四未満」を「百分の百二十四・五以上百分の百三十九未満」に、「百分の百十九・五以上百分の百三十四未満」を「百分の百二十五以下」に改め、同項第二号中「百分の九十八・五以上百万の百十十五以上百分の百十十五以下」に、「百分の百十二」に改める。

分の四十一」を「百分の四十六」に、「百分の五十一」を「百分の五十六」に改める。分の五十四・五以上」を「百分の五十九・五以上」に改め、同条第二号及び第三号中「百第十三条の二第一号中「百分の四十四・五以上」を「百分の四十九・五以上」に、「百

附 則

(施行期日等)

(経過措置)

規則の規定により決定された成績率に、百分の五を加えたものとする。条の二の規定にかかわらず、この規則による改正前の期末手当及び勤勉手当に関する2 平成三十年十二月における勤勉手当の成績率は、新規則第十三条第一項及び第十三

	1
発行者	山梨
山梨	県公報号外
県田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	外外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第五十四号
日六番一号	平成三十年十二月二十五日
印刷所	一月二十五日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
丁目六番	
	_
	八八